

緊急時の対応について

～児童引き渡し訓練～

京都市立常磐野小学校

地震発生時の引き渡しのルール

震度	授業実施の有無	下校及び引き渡しの判断
震度 5 弱以上	臨時休業	原則として学校に留め置き、保護者への引き渡しを実施する。原則として、学校で待機中の児童生徒への食事（給食）の提供は行わない。
震度 4 以下	平常どおり授業 (原則)	平常授業後は、原則として各自下校。
	被災状況によっては臨時休業を する場合あり	臨時休業の場合は、原則として学校に留め置き、保護者への引き渡しを実施する。

震度5弱の地震発生

児童の安全確保
(第一次避難)

頭部保護、机の下へ避難、出口確保

二次災害の防止

校内・校外の被害状況や安全の確認（火器・薬品・ガス等）

校舎外避難の決定・指示

避難経路の安全確認後、全校避難の指示（校長・教頭等）

避難場所へ避難
(第二次避難→校舎外へ)

おさない はしらない しゃべらない もどらない 低学年優先 等

避難後の安全確保

避難場所に整列・人員確認、負傷者手当（関係機関要請）と保護者へ連絡

屋外避難後の対応決定

児童の保護者への引き渡し方法の決定（運動場・体育館・**教室**）

保護者へ連絡

すぐーる及び学校ホームページ（**停電の場合は使用不可**）

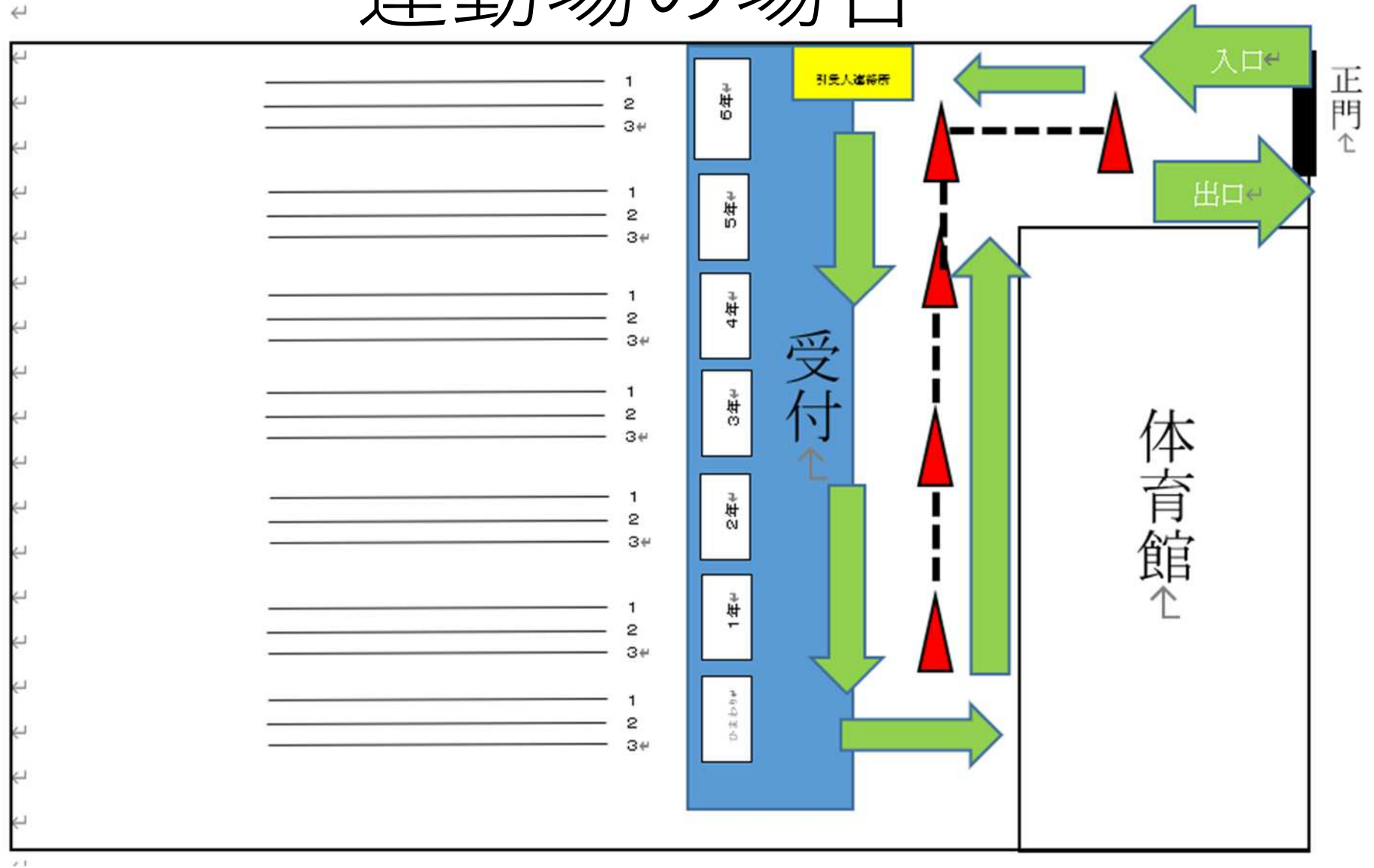
保護者への引き渡し等

保護者の来校、児童引渡手続、保護の継続

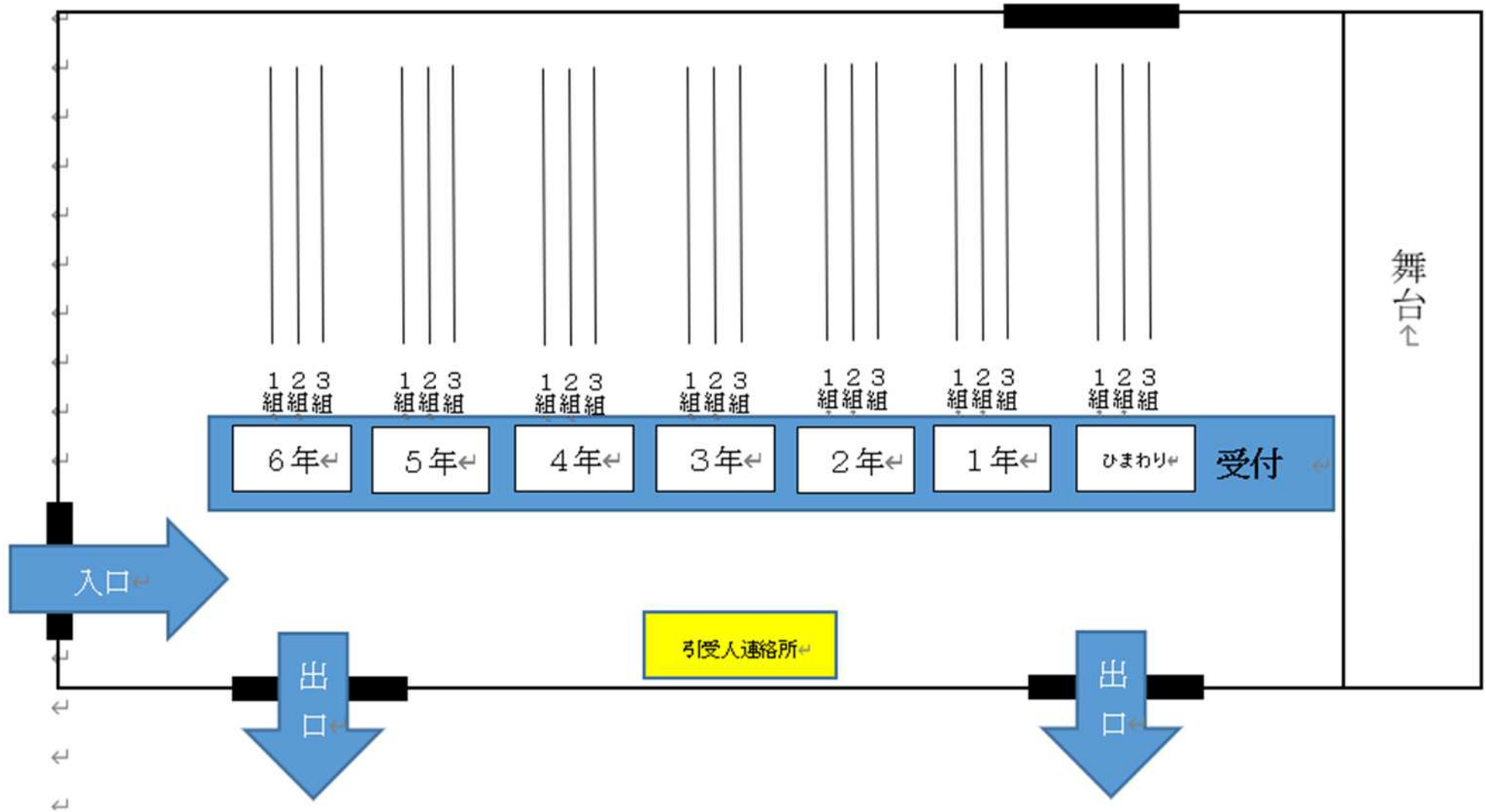
特別警報時の引き渡しのルール

事象	休業措置	下校及び引き渡しの判断
在校時に 特別警報	臨時休業	原則として学校に留め置き、保護者への引き渡しを実施する。

運動場の場合



体育館の場合



教室での引渡し

廊下や階段は右側通行

教室の東側入り口で
児童を引渡し

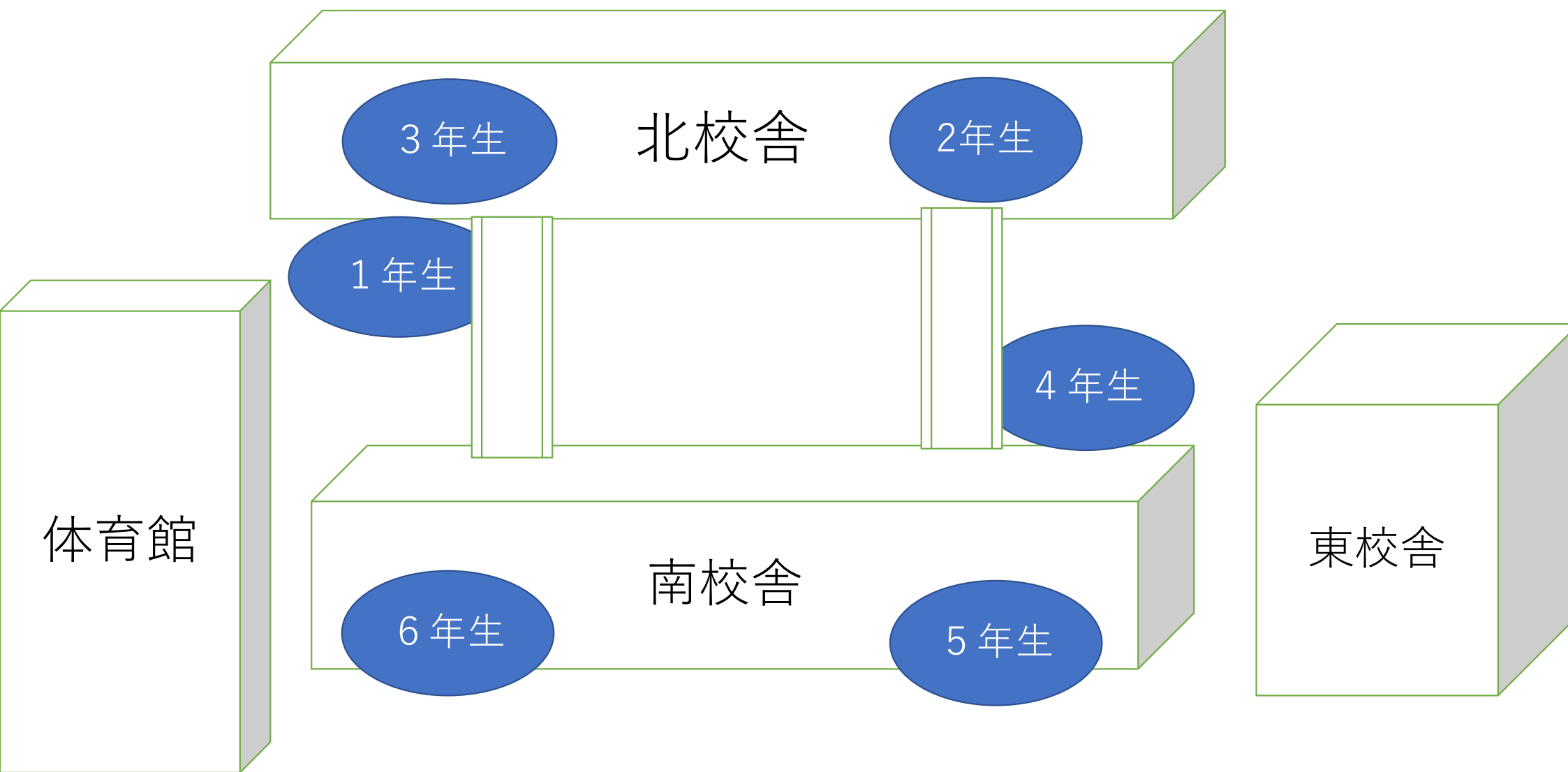
教室前の廊下に1列でお
並びください

教員に児童名と児童との
関係を伝える。

兄弟姉妹は年長者から
お迎えに行く

くつ箱の場所を確認して
ください

くつばこの場所（全て1階です）



引き取り時のお願い

(秘)		児童調査書		名簿番号	
令和6年度 京都府立常盤野小学校					
児 童	アフリカ			生年月日	
	名前			平成	年 月 日
童	アフリカ			男・女	
	現住所	〒□□□-□□□□ 京都市右京区 太秦・常盤 町 番地		(マンション等の名称・号数)	
保 護 者	アフリカ	名前		児童との関係	
選 給 先	連絡先	連絡元	電話番号	入学前 の 保 育 所	【 】 保育室・幼稚園 在園
	(1)	氏名・住所(姓を優先)			
	(2)	氏名・住所(姓を優先)			
	(3)	氏名・住所(姓を優先)			
家 族 の 状 況 (同居者)	児童の人数	名 1 人		年齢	歳
	家族構成				
緊急下校方	暴風警報発令時・緊急事態の下校方法 ※集団下校か、学校待機のものか ☒ 集団下校します。 ☐ 学校待機のもの。保護者が迎えに行きます。		特別警報発令時・京都府全域震度5弱以上発生時の引渡しの有無と対応の表決 ☐ 父 ☐ 母 ☐ その他 ☐ 兄 ☐ 姉 ☐ 多割() ☐ 祖父 ☐ 祖母 ☐ 開係() ☐ おば ☐ おじ		
児童の活動写真掲載の同意について				☒ は本籍に投稿できる画の有無	
個人情報が特定されない範囲で、学年・学期および、学校のホームページ上、外注型の学校や地域でのほかの写真掲載の同意の可否について。 チェックをお願いたします。				☐ 同意します ☐ 同意しません ☐ 有る ☐ 無い	

特別警報発令時・京都市地域震度5弱以上
発生時等の引渡しをするときの来校者

☐ 父 ☐ 母
☐ 兄 ☐ 姉
☐ 祖父母
☐ おじ・おば

※ 来校者の
可能性が
ある人
すべてに
チェックして
ください。

□その他
名前()
関係()

中学生の兄・姉

OK

臨時休業等の基準一覧

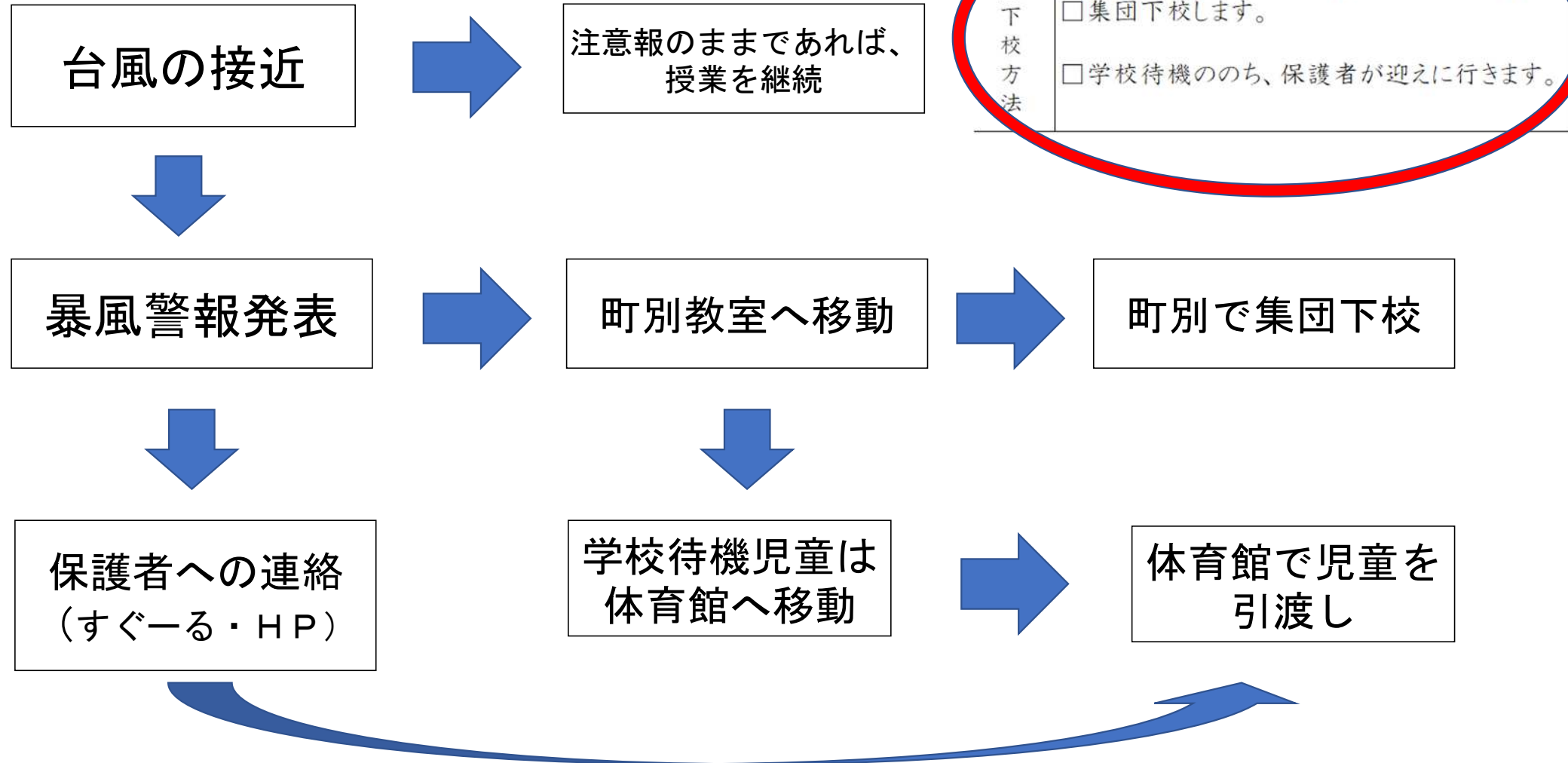
気象警報等	登校園前		在校園中
	解除時刻等	措置	
特別警報	午前0時までに解除になった場合	5校時から始業	直ちに休校とする
	午前0時現在，特別警報発令中の場合	臨時休業	
暴風警報	午前7時までに解除になった場合	平常授業	直ちに休校とする
	午前9時までに解除になった場合	3校時から始業	
	午前11時までに解除になった場合	5校時から始業	
	午前11時現在，警報発表中の場合	臨時休業	
京都市域のいずれかの行政区に震度5弱以上の地震が観測された場合	下校・降園後，午前0時までに発生した場合	翌日を臨時休業	直ちに休校とする
	午前0時以降，登校・園前までに発生した場合	当日を臨時休業	
水災害の避難勧告等が校区内の学区に発令されている場合	暴風警報の基準に準ずる		
土砂災害の避難勧告等が学校所在学区に発令されている場合（土砂災害警戒区域に含まれる学校が該当）	暴風警報の基準に準ずる		

※1 本通知において「避難勧告等」とは、「避難勧告」もしくは「避難指示（緊急）」のいずれかが発令された場合をいう。「避難準備・高齢者等避難開始」は含まない。なお、避難勧告等は学区ごとに発令される。

※2 ただし、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合であっても、避難所開設等により教育活動に支障が生じる場合、校長・園長の判断により臨時休校等の措置を決定する。

※3 幼稚園、高等学校及びスクールバスを利用する小・中・総合支援学校にあっては、校区の広さやバスの運行状況等を勘案し、この表の区分を適宜広げても差し支えない。

授業中に台風が接近した場合



教室で お名前 や 児童との続柄 を お尋ねします。

教室の後方で
受付をします。
後ろが先頭になるように、教室に沿って廊下の右側にお並びください。

